

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画について

社会福祉法人津市社会福祉事業団
常務理事 小畑 種稔

職員の仕事と育児の両立を進め、男女ともに長く勤められる職場環境を作る
ことにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよ
うに行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 時間外勤務の縮減を図る。

<対策>

- ・業務改善を行い、定時退社を目指す。

目標2 年次有給休暇の取得状況を把握し、取得の徹底を図る。

<対策>

- ・年次有給休暇が10日以上付与されている職員について、付与日から1年以内に5日以上取得させる。

目標3 性別を問わず育児休業の取得を促進する。

<対策>

- ・育児（出生時育児休業を含む）介護休業制度の周知を図り、相談窓口（事務局人事給与担当）を設置する。

※育児休業は性別を問わず取得できます。また、出生時育児休業（産後パパ育休）は男性の育児休業取得を促進する制度です（令和4年10月1日開始）。育児休業には給付の支給や社会保険料免除があります。その他詳しい制度内容については、事務局人事給与担当までお問い合わせ下さい。

目標4 職員の平均勤続年数を、男女ともに10年以上とする。

<対策>

- ・目標1～3を実行し、仕事と育児の両立を進め、男女ともに働きやすい職場環境づくりに努める。